



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

規 則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉・援護課） ..... 1
- 告 示
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） ..... 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） ..... 2
- 生活保護法の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示（福祉・援護課） ..... 2
- 区営土地改良事業施行の認可（村づくり計画課） ..... 3
- 民有保安林の指定・2件（森林緑地課） ..... 3
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） ..... 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 4
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） ..... 4
- 西原・与那原マリパークの利用料金の承認（港湾課） ..... 6
- 都市計画事業の変更の認可・5件（都市計画・モノレール課） ..... 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） ..... 9
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課） ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・4件（国際物流推進課） ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 12
- 訓 令
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 12

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第7号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「聴聞通知書」を「弁明の機会の付与通知書」に改める。

第61号様式を次のように改める。

#### 第61号様式（第22条関係）

第 年 月 日

殿

福祉保健所長

印

弁明の機会の付与通知書

あなたに対する生活保護の実施について、生活保護法第62条第3項の規定により保護の（変更・停止・廃止）の処分をする予定です。

同条第4項の規定により当該処分に係る弁明の機会を付与するに当たって、下記のとおり通知します。  
 なお、正当な理由がなく出頭しない場合、当該処分を行うことがあります。

記

1 当該処分をしようとする理由

2 弁明をすべき日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

（備考）やむを得ない理由がある場合には、日時等の変更を申し出ることができます。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定及び第61号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
あけみお整骨院（金城哲司）	名護市宮里一丁目22番2号1階1号室	平成26年1月29日

沖縄県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
K整骨院（小波津優哉）	宜野湾市真栄原三丁目17番2号友愛ビル	平成26年1月20日

沖縄県告示第142号

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程（昭和47年沖縄県告示第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「生活保護費交付依頼書」を「生活保護費の交付依頼書」に改める。

第5条第2項中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

第8条中「返納通知書」を「生活保護費の返納通知書」に改める。

第9条中「行なう」を「行う」に改める。

## 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## 沖縄県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 天底第1地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成26年3月4日

## 沖縄県告示第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林を指定する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 名護市字許田手水原110番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

## 沖縄県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林を指定する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷イシッピ原1845番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

## 沖縄県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南213番41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農業用道路とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

**沖縄県告示第147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成26年 3月14日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字中山1024番1から 名護市字中山1024番1まで	18.8m ～ 23.6m	80.5m
新	名護市字中山1024番1から 名護市字中山1024番1まで	18.4m ～ 22.0m	80.5m

**沖縄県告示第148号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金武町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 金武町の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年 6月3日から同年11月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（電子基準点測量）

**沖縄県告示第149号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊波	うるま市石川伊波及び石川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石川(1)	うるま市石川曙一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊



石川(2)	うるま市石川曙一丁目及び石川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石川(3)	うるま市石川曙二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石川(4)	うるま市石川曙三丁目、石川伊波及び石川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山城	うるま市石川曙二丁目及び石川東恩納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東恩納(1)	うるま市石川東恩納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東恩納(2)	うるま市石川東恩納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東恩納(3)	うるま市石川東恩納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天願	うるま市字天願の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤道(1)	うるま市字赤道の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤道(2)	うるま市字赤道の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤道(3)	うるま市字赤道及び字兼筒段の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤道(4)	うるま市字赤道の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江洲	うるま市字高江洲及び字兼筒段の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜屋武	うるま市字喜屋武及び字兼筒段の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田場	うるま市字田場の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大田(2)	うるま市字大田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	うるま市勝連南風原の区域のうち、次の図に示す区域（「次	

南風原	の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋慶名(1)	うるま市与那城屋慶名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋慶名(2)	うるま市与那城屋慶名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋慶名(3)	うるま市与那城屋慶名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋慶名(4)	うるま市与那城屋慶名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比嘉(1)	うるま市勝連比嘉及び勝連浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比嘉(2)	うるま市勝連比嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
門口(1)	うるま市与那城上原及び与那城池味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
門口(2)	うるま市与那城上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
門口(3)	うるま市与那城上原及び与那城宮城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
池味	うるま市与那城池味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原322-A25-02	うるま市与那城桃原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第150号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第27条第3項の規定により、次のとおり西原・与那原マリパークの利用料金を承認した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施設の名称 西原・与那原マリパーク
- 2 指定管理者 株式会社クリード沖縄
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設等名	利用料金の額									
陸置場	単位	艇長5	艇長5	艇長7	艇長9	艇長11	艇長13	艇長15	艇長17	

		メートル未満のもの	メートル以上7メートル未満のもの	メートル以上9メートル未満のもの	メートル以上11メートル未満のもの	メートル以上13メートル未満のもの	メートル以上15メートル未満のもの	メートル以上17メートル未満のもの	メートル以上19メートル未満のもの
	1艇1日につき	211円	299円	388円	477円	565円	655円	744円	787円
	1艇1月につき	4,225円	5,997円	7,769円	9,541円	11,313円	13,086円	14,858円	15,744円
	1艇1年につき	50,700円	71,964円	93,228円	114,492円	135,756円	157,032円	178,296円	188,928円
係留施設	単位	艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートル以上17メートル未満のもの	艇長17メートル以上19メートル未満のもの
	1艇1日につき	257円	358円	459円	560円	661円	762円	862円	913円
	1艇1月につき	5,151円	7,170円	9,189円	11,208円	13,227円	15,246円	17,265円	18,275円
	1艇1年につき	61,812円	86,040円	110,268円	134,496円	158,724円	182,952円	207,180円	219,300円
シャワー	1回につき300円								
多目的広場	平日	1時間につき4,320円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、2,160円）							
	土曜日、日曜日及び休日	1時間につき6,480円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、3,240円）							
軽スポーツ広場	1時間につき2,160円								
パークゴルフ場	午前8時30分から午後6時まで（受付時間）	1人1回につき300円							
	午後6時から午後8時まで（受付時間）	1人1回につき500円							
照明設備	1時間につき10,800円（多目的広場の半分の面積に係る照明設備を利用する場合にあっては、5,400円）								
備考									
1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。									
2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日をいう。									
沖縄県告示第151号									

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第774号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那16号首里崎山公園
- 3 事業施行期間 平成5年10月15日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

#### 沖縄県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第396号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 4・4・浦1号前田公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月12日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

#### 沖縄県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第21号で認可した石垣都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画公園事業
  - (2) 名称 7・5・1号川平風致公園
- 3 事業施行期間 平成20年1月18日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

#### 沖縄県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第354号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月14日



沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・沖2号こどもの国公園
- 3 事業施行期間 平成21年6月9日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第155号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第180号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・浦2号浦添カルチャーパーク
- 3 事業施行期間 昭和62年12月18日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和62年沖縄県告示第952号、平成7年沖縄県告示第122号及び平成16年沖縄県告示第32号の事業地のうち浦添市仲間一丁目、安波茶一丁目及び安波茶二丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

**沖縄県告示第156号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 八重瀬町富盛田園土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字東風平1426番地の20
- 3 施行地区 八重瀬町字富盛真嘉武門原、島之前原及び川田原の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年1月26日から平成29年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年1月18日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成26年3月5日

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年5月3日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多



- 1 申請のあった年月日 平成26年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わくわくの会
- 3 代表者の氏名 喜納信弘
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町字小橋川91番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある方及びその家族が将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した普通の生活が送れるよう福祉に関する事業を行う。また、地域の人々が障がい者に対する理解を深めることができるよう、障がい者と交流が図れる活動を展開し、気軽に社会福祉に参加できる環境をつくと共に、障がい者にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年5月5日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年3月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人ころひまわり
- 3 代表者の氏名 若尾美希子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市高原五丁目18番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民に対して「地域の経済やコミュニティの活性化」、「地域のみんなで子育てする仕組みづくり」、「自尊心が低いなど、生きづらさを抱えている人たちがホッとできる居場所・地域づくり」を目指すために、「己育て」「親育て」「地域づくり」の3つを柱とした事業を行い、市民・行政・企業・NPO・学校の協働による、親類・縁者だけではない、新たな「現代版ゆいまーる」を提案構築することにより、沖縄県民の誰もが住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年5月5日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年3月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人琉球ニライ大学ネットワーク
- 3 代表者の氏名 新里玲王奈
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市勢理客四丁目13番1号浦添市産業振興センター・結いの街501-6
- 5 定款に記載された目的 「琉球ニライ大学ネットワーク」は、琉球列島の島々、そして島に点在する地域＝「シマ」全域を大学のキャンパスと見なして、広く一般市民に対して「学び」の機会を提供し、地域密着型の「学びのネットワーク」を創出することを目的とする。沖縄独自の文化や風習、地域に残る先人達の智慧を学ぶためのワークショップやイベント、地域の課題を解決に導くための社会教育に関する講演会や講座、小中学生へのキャリア教育、総合的な体験学習へのプログラム提案など、産官学の自在なコラボレーションにより、教育事業に「新たな価値」を生み出す。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添店 浦添市字城間2689番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年3月14日から同年4月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添店 浦添市字城間2689番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要 24時間営業につき、夜間の騒音等について、周辺環境への配慮を行うこと。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年3月14日から同年4月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本商業施設株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 大原孝治
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年3月14日から同年4月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本商業施設株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 大原孝治
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要
  - (1) 来店、営業に際し、周辺道路において、違法な交通行動を誘発しないよう対策を講じるとともに、店舗近隣において、交通問題が生じた際には、速やかに必要な対策を行うこと。
  - (2) 商品の搬入は通行量が少ない朝方などの時間帯を利用するなど、十分配慮すること。
  - (3) 当該店舗は、駐車場が整備されていないことから、広報や告知に配慮すること。また、駐車違反等に対する警察等との調整を行うこと。

- (4) 未成年の深夜徘徊を誘引することが懸念されることから、夜間の未成年の利用については、十分配慮すること。
- (5) 周辺通り会や商店街と親密な連携を取ることに。
- (6) 産業廃棄物に関して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る目的から、適正処理の推進に協力すること。
- (7) 一般廃棄物について、那覇市一般廃棄物処理計画に沿って、ごみ減量・資源化に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要
- (1) 店舗周辺で、自動二輪等の違法通行及び違反駐車が発生した場合の対応及び駐輪場の確保など、具体的な取り組みが不十分と思うので、関連する商店街及び地域住民に説明が再度必要。それを踏まえて、那覇市・那覇警察署・関連商店街関係者と協議する場を設けて対応すべき。
- (2) 防犯・防災対策について、外国人・青少年犯罪等の発生が懸念される。深夜に不審火による火災が発生した経過もあり、那覇市・那覇市消防本部・那覇署・関連商店街関係者との協議を密に持って対策を考えるべき。また、深夜に販売する商品は、防災・防犯対策の上で問題が発生することがある商品は、販売時間を決めて深夜の販売を行わないことも考えるべき。さらに、青少年育成健全から、青少年等の夜の営業時間の入店を断ることも考えるべき。
- (3) 来街者には、周辺商店街にゴミのポイ捨ては禁止及びゴミが発生した場合は、当該店舗に設置しているゴミ箱に捨てるよう周知すること。
- 5 縦覧期間 平成26年3月14日から同年4月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月26日 沖縄県指令土第1040号、平成25年10月28日 沖縄県指令土第1189号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市比屋根五丁目631番1ほか28筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市寄宮2丁目3番1号 社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会 理事 親泊一郎
- 5 検査済証番号 平成26年3月4日 第4084号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月22日 沖縄県指令土第33号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字与那覇349番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市前田三丁目8番7号コーポタナハラ303号 識名功
- 5 検査済証番号 平成26年3月5日 第4085号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月19日

## 訓 令

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

沖縄県職員人事評価実施規程（平成24年沖縄県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「職務行動評価のみ」を「第23条の規定」に改める。

第23条第1項中「、職務行動評価により」を削る。

第25条の見出しを「（苦情相談等）」に改める。

第26条中「苦情調整」を「苦情処理」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---